

令和元年第12回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和元年12月9日 午後3時58分
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和元年12月9日 午後3時58分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和元年12月9日 午後4時43分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次、
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

市川勘一

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第37号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第38号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第39号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第24号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第25号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第27号 非農地証明願いについて

農政

議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：ただいまから始めたいと思いますので、よろしく申し上げます。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第12回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名をいたします。署名委員には、2番委員の大石さん、それから8番委員の井上さん、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に従い、審議をお願いいたします。お手元に配付しております、議案目録の順序に従って進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず、議案の1ページをあけてください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第37号、議案書のとおり農地の権利移動届出が5件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号1番。届出者、春日市□□、□□。届出地、□□。地積、畑1,344平米、合計1,344平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

番号2番。届出者、太宰府市□□、□□。届出地、□□ほか4筆。地積、田2,168平米、畑827平米、合計2,995平米。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

番号3番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか6筆。地積、田1万6,670平米、畑782平米、合計1万7,452平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はありません。

番号4番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか5筆。地積、田6,582平米、合計6,582平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はございません。

番号5番。届出者、太宰府市□□、□□。届出地、□□。地積、田264平米、合計264平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はございません。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：質疑ございませんので、以上で本件に関する報告を終わります。

では、2ページをあけてください。農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第38号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号1番。届出者、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。届出地、□□ほか1筆。地

積、田320平米、合計320平米。届出内容、転用目的は建売住宅。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年12月23日から令和2年3月20日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和元年11月18日。

番号2番。届出者、福岡市□□、□□。届出地、□□ほか1筆。地積、田363平米、合計363平米。転用目的、共同住宅。構造規模、軽量鉄骨造2階建て。工事期間、令和元年11月27日から令和2年3月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日は、令和元年11月20日。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをおあげください。農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第39号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号1番。譲受人、□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑435平米、合計435平米。届出内容、転用目的、建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和2年2月1日から令和2年4月30日。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和元年10月28日。

番号2番。譲受人、太宰府市□□、□□。譲渡人、大分市□□、株式会社□□代表取締役、□□。届出地、□□。地積、畑196平米、仮換地131平米、合計196平米です。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て。工事期間は施工済みです。開発許可の要否は不要。受付月日、令和元年10月29日。

番号3番。譲受人、東京都西東京市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、那珂川市□□、□□。届出地、□□ほか3筆。地積、田800平米、合計800平米。転用目的は建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年12月1日から令和2年3月30日。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和元年11月6日です。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをおあげください。議案第24号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する

件を議題といたします。

2件ございまして、1番について地区担当委員に説明をお願いいたします。□□番議員の□□委員さん、お願いします。

○委員：では、番号1番。譲受人、筑紫野市□□、□□ほか1名。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示は□□ほか1筆。地積、田2,642平米、合計は同じですね。異動の内容、申請理由、相手方要望。契約内容、贈与。これは譲渡人の□□様の息子さんのお孫さんに生前贈与という形になります。

○委員：□□じゃないですか。

○委員：ああ、□□さんですね。ごめんなさい。

□□さんが長男で息子さん、息子さんの長男に生前贈与をしたいという考えで贈与になっております。現在、田んぼ自体は貸し出しして耕作をされていますので、以後も貸し出しのまま耕作を続けるということです。

以上です。

○議長：事務局より追加説明をお願いいたします。

○事務局：補足の説明をさせていただきます。位置図については5ページ、そして6ページにつけさせていただいております。申請地は□□駅の南側に位置している箇所が申請地になります。

農地法3条の要件でございますが、耕作状況は説明がありましたとおり、現在、田んぼが2,092平米、畑が333平米、合計で記載のとおり2,425平米を耕作されております。あと農機具については、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック各1台。労働力については3名おられ、農業歴は50年となっております。従事日数ですが、年間150日従事されておりました、申請地については水稻と作付を行う予定ということで、周囲に支障はないと思われま。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございました。1件ずつとっていきたいと思いますので、まず、今の件で御質疑なりあります方は、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：贈与税は、大分かかるのでしょうか。

○委員：いや、これは生前贈与で持っていくますから、ほぼ……。

○委員：相続と変わらないですか。

○委員：はい。

○議長：ほかにございせんか。よろしいですか。

(なし)

○議長：1番の項目につきまして、採決をとりたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議がないということで、本案は原案のとおり可決することいたします。

それでは2番に行きます。2番について、地区担当委員、□□番の□□委員さん、よろしくお願ひいたします。

○委員：番号2番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、□□、□□。申請地の表示につきましては、□□です。地積については、田1,177平米、合計1,177番地。異動の内容については、申請理由は相手方要望。契約内容については売買という形になっております。この分については、別段、何も支障はないという形で、私のほうは了解しております。譲受人につきましては農地も持っているし、よそのもつくと、ここに書いてあるように4万9,000平米ぐらいの作付をやっているということですので、問題はないと思っております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。事務局のほうから追加説明をお願いいたします。

○事務局：7ページ、8ページに、位置図をつけさせていただいております。場所は□□小学校の南側に位置しているところが申請箇所になります。

農地法3条の要件でございますが、先ほど4万9,000平米とありました。内訳としましては、自己所有地が7,000平米、それから、借入地で4万2,000平米を耕作されております。合計4万9,000平米です。農機具も、トラクターあるいは田植え機2台、コンバイン1台を保有されておまして、労働力もお二人となっております。

従事日数は年間約300日で、申請地につきましては、水稻作付を行う予定ということで周囲には支障ないと思ひます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございました。それでは2番の項目につきまして、質疑なり御意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：御意見、御異議ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

それでは、9ページをおあげください。

議案第25号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番の□□委員さん、お願いいたします。

○委員：申請者、筑紫野市□□、□□。申請地□□ほか1筆。地積、田1,289平米、合計1,289平米です。申請内容、転用目的、有料駐車場。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、令和2年1月15日から令和2年3月15日。審議事項として、農地区分、第三種。資金の内訳、自己100%。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域です。

次のページの地図を見ながら、説明させていただきたいと思います。

現地は、まず正面に□□がございます。そして、距離的に二、三百メートルぐらいですか、□□駅。あとは現地の右側ですけれども、□□とか□□保育園という場所がございます。周りからいくと、だんだん開発になっていく地域なのかというのが容易に想像できるかと思います。そして、この有料駐車場ですけれども、28台相当を月極ということで想定していらっしゃいます。

先ほど地域環境を説明いたしましたけれども、□□の従業員さん、□□とか保育園の従業員さん、もしくは□□駅利用の乗降客の月極契約も望めますので、この駐車場の経営の部分でもきちんと採算は望めるのではないかと判断いたしまして、今回のお願いになります。

よろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。では、1番につきまして、事務局の追加説明をお願いいたします。

○事務局：説明については、□□委員から説明をいただいたところでございます。駅から非常に近いということで、300メートル以内、これが第三種農地という区分になります。今回の申請地の駐車場については、台数が44台ということで申請が上がっておりますので、済みません、訂正をさせていただきたいと思います。44台です。

自己資金100%ということで、金融機関の残高証明等で確認はさせていただいております。水利承諾については条件なし。周りの被害防除につきましては、周囲に空洞ブロックを設置しまして、隣接地に影響がないように工事をするようになっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑、意見のある方は、お願いいたします。

○委員：これは田んぼの中の駐車場みたいですが、水利関係は大丈夫なんですかね。

○委員：そうですね。道路側に排水路がございまして、その分でいくと、道路に設置して埋め立てはするんですけれども、そこは暗渠状態になります。隣の田んぼに対しての水路関係は問題ご

ございません。それは私も現地確認をいたしたところです。確認しております。あと、地元の水利委員長のほうにも、電話ですけれども再度確認をとって、承諾の有無の分も確認しておりますから問題はございません。

○議長：よろしいですかね。ほかにございせんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決めます。

12ページをおあげください。議案第26号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番の□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：番号1。譲受人、大牟田市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田998平米、合計998平米。申請内容、転用目的、資材置場。契約内容、売買。構造規模、盛土、それから整地。工事期間、令和2年1月15日から令和2年9月30日。審議事項、農地の区分、第三種。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域。

まず、第三種農地で、近くに病院、学校があるということで、お手元の地図が13ページと14ページです。13ページに□□小学校、□□コミュニティセンターは表示していませんけれども、それから西側のほうです。14ページに詳細があるんですが、□□コミュニティセンターが西側のちょっといびつな感じのところなんです。実を言いまして、今までもここは耕作放棄地状態でして、いつも農地としてはチェックを入れていたところがございます。

またもとに戻っていただきまして、今回が5回ほど現場立ち会いをしたという異例のことなんですけど、まず1点目が、地積が998平米、これが1,000平米になりますと、開発許可が要ると。実際は1,000平米を超えているんですよ。ですから、何でそういうことになっているのかと。だから空き地が出てきているんですね、空地というのが。

それから二つ目に、買う人が大牟田ということで遠いと。ですから、常に資材置場へ何を持って来るのかというところで、実際は宇美町に営業所がございまして、これが200平米ぐらいで、そこが手詰まりということで今回、この筑紫野市ということなんです。

それから次に、用排水については上下水道が近くを通過しておりまして、そこはいいんですが、

農業用水路をその土地の中に入れ込んでいて、下のほうは全部その水路を使っておられるということで、そこは大丈夫なのかと。水利委員さん、区長さんたちも立ち会っていただいて、崩さないでそのままにしてくれるかの念押しが、かなり多くございました。下は農業をしてあるために、現状のまま水路を残すということで、承諾書の中に明記をさせていただいております。

最後ですけれども、隣地が住宅地なんです。調整区域なのにその隣は住宅地でございます、境界が不明確な点があるので、隣地より「境界はブロックでやってくれ」という要望が出ました。これについても、ブロックでやるということでオーケーをいただいたところです。

最終的には承諾書でしょうけれども、区長さんを初め、地域の名士たちが全員集まられて、水利委員がその場で印鑑を押すという状況で、今回は適地化推進委員のメンバーもずっとこれに携わっていただいたんですけれども、何でこんなにもめないといけないのかという結論です。まずは耕作放棄地で全部ほったらかされていたということと、前にも境界でもめていたという経過があるようなんですけど、今回資材置場ということで、産廃とかは絶対に持ってこないよねという覚書も交わしながら、最終的に地元との承諾を得たということでございまして、形を見られるといびつな感じで、資材置場に適不適というところもございしますが、それなりにちゃんと盛り土なり置くというようなことで、承諾をしたところでございます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長：ありがとうございます。それでは、事務局の追加説明をお願いします。

○事務局：説明につきましては、□□委員が説明いただいたとおりでございます。

済みません、1点修正でございますが、審議事項、資金の内訳で、こちらは自己100%でございます。金融機関の証明書で確認させていただいております。周りをブロックで囲むというところでは、被害防除の関係で隣地に被害を及ぼさないような形で工事をされるということでございました。

補足は以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑なり御意見のある方、お願いいたします。

砥綿さん。

○委員：これ、大体、何屋ですか。

○委員：土建屋さんです。

○委員：土木ですか。

○委員：土木。土木の、建築屋さんと言ったらいけないけど、土木の……。

○議長：よろしいですか。

○委員：災害救援とかもかなり行ってあるような、結構、会社自体を調べましたが、言葉は悪い

けど、優良なあれですね。

○議長：よろしいですか。□□委員。

○委員：一応、開発逃れの可能性もあるんじゃないかという疑問はありますけれども、これはいづれきちんと測量してブロックでしないと、曖昧にしていくと、ずっと土が流れてきて境界がわからないようになりますので、そのところを。それと、固定資産の税金の賦課に関しても、これがまた災いのもとにならないように、きちんと面積要件の確認だけしてもらっておいたほうがいいと思います。

以上です。

○委員：おっしゃるとおりです。1,000平米を超えた敷地に998平米のあれをひいているわけですから。

○委員：結局、開発行為の負担金も要らないしね、1,000平米の要綱を避けてまでしたというから、相当の知恵者とは思うんですね。

○委員：だからみんなそう思ったものだから、かなり突っ込んで何回もやったんですけども、最終的にそれできちんとやると。ブロックもやって、泥水とかも出ないようにするという覚書まで交わしましたので、やっと納得をしていただいたというところです。

以上です。

○議長：私から質問ですけども、残地は前の所有者のままですね。

○委員：残地というと。

○議長：残った土地、分筆されて。

○委員：そうです。

○議長：当たり前のことですけどね。

○委員：ああ、三角の土地はそのままですね。

○委員：ちょっとよろしいですか。残地は譲渡人の□□さんの所有になっているわけですか。そのままですか。

○委員：そうです。そのままです。

○委員：要は、管理は建設会社がやるというわけですか。

○委員：いや、そこまでは言えないですね。今回は998平米しか買いませんので。

○委員：でも、敷地内にあるんでしょう。

○委員：一応、そこで仕切りをやって、三角の、だからいびつじゃないかと。最終的にそんな土地を残しても何もならないから、1,000平米以上の開発許可を受けてしたらどうかということで、大分なったんですけども、最終的には998平米で三角の土地が残ったままですね。

○委員：2点あります。現地の方をお願いしておかないと、意外と、掘って先に埋めてしまって、

もとに戻すということもあるからですね。工事期間中とかしばらくは様子見が必要なのかなと。

○委員：これは区長以下、全部、何を置くか見るということで、埋めるのは埋めるんです、1回。きれいに整地をすることとあわせて、何を持ってくるかはちゃんとチェックするからと言って、区長たちが覚書を交わしていますので。

○委員：うちの近所も、山のところであったんですね。何年か更地にして、何か掘っていて、いつの間にか埋め戻して何かを入れ込んでいるというのがあったので、後々も気をつけてと。

○委員：かなりそれが出たので、覚書を交わす中で、そんなところに入れ込んでもらったら困ると。監視の目は結構厳しいです。隣の人も土建屋さんなので、俺が見ておくからというようなことで、最終的には笑い話の状態ですけれども、けんけんごうごうでやり合いましたので、その確認までとったのが現状ですね。おっしゃるとおりです。

○委員：知らないから事務局に確認で教えていただきたいのですけれども、たしか農地は分筆できませんよね。

○事務局：いや、できます。

○委員：できる？ 大丈夫なんですか。

○事務局：できます。5条申請のときは必ず分筆が必要ですので。転用する面積を分筆する必要があります。4条の場合は、その一部ということのできるんですけれども、5条の場合は、必ず所有権がかわる関係上、分筆する必要がございますので、今回も分筆されてあります。

○委員：わかりました。ありがとうございます。残地が残るということで、あれっと思ったものですから、済みません。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：意見も相当出ましたが、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、15ページをおあげください。議案第27号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員の、□□番委員の□□さん、よろしく願いいたします。

○委員：説明します。申請人、筑紫野市□□、□□。申請地、□□。地積、田977平米。申請内容、非農地証明ですけれども、当該地は、平成4年より造成工事を行ったため、現況は宅地となっている。

場所は、次のページに大きい地図と詳細がありますけれども、□□線の線路を挟んで真向かいになります。話を伺いますと、平成4年に御自宅を建てるときと一緒に造成もしてしまったという状況だそうです。今まではゴルフの打ちっ放しの練習場をつかってあったそうですけれども、それをやめてあるみたいです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より追加説明をお願いします。

○事務局：説明については、□□委員が説明いただいたとおりでございます。平成4年から耕作されていないということで、居宅を建設時に造成されたということでございました。地元区長から、非農地になって20年経過しているという証明は受理を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認め、よって、本案は原案のとおり可決することいたします。

それでは、農政議案に移ります。

農政議案第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1。農事組合法人□□理事、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所在地、□□。登記地目、現況地目は田でございます。台帳面積は3,290平米。農振区分は農用地。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期についてはいずれも令和元年12月25日でございます。

以下4件につきましても、同法人同士による売買でございます。内容はお読み取りいただければと思います。面積につきましては、合計で6,684平米となっております。

本件につきましては、10月の定例会にて審議いただいた内容でございます。あっせんを行った結果、農事組合法人□□との契約が整ったことから、今回お諮りするものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。ございませんかね。

(なし)

○議長：では、お諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認めます。異議なしと認め、よって、本件のとおり決定することにいたします。

それでは、もう1枚あけていただいて、農政議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いします。

○農政担当：読み上げて説明させていただきます。

番号1-12-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、株式会社□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、1,289平米。農振区分、農用地。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。期間につきましては令和元年12月11日から令和4年11月10日の3年間でございます。

以下2件につきましては、事前にお配りしておりますので、申しわけございませんが、割愛させていただきます。

合計につきましては、計3件の新規の案件でございます。筆数は6筆で、合計で1万701平米の利用権設定の案件でございます。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、お諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することにいたします。

それでは、今、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第12回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。